

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

2 国際交流の推進に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 国際交流の推進に関する事務											
(1) 国際交流の推進に関する事務	地域国際化推進検討委員会を設置し、地域国際化推進の課題を検討し、都政に反映させている。また、民間団体が行う在住外国人を支援する事業に助成する事務等を行う。	区	○							○地域社会の国際化を推進し、在住外国人の支援等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○			○			○地域の国際化に係る課題や施策の方向性の提示や、広域的に活動している団体への助成などは都が行い、区は在住外国人の国籍、集住度など地域の実情に応じた取組を進めることにより、都区が連携して総合的な地域国際化施策を推進する必要がある。 ○例えば、防災（語学）ボランティアの募集・登録については、各区が個別に行うよりも、都が広域的に行った方が、少数言語を含めた多様な人材が確保できる。区は、外国人の居住状況に応じて、防災に限らず生活全般における身近な語学ボランティアの募集・登録を行い、都との連携の下、日本語が不自由な外国人を言語面でサポートしていく必要がある。 ○また、国際交流に関する情報提供や普及啓発については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	国際交流の推進に関する事務
	担当	生活文化スポーツ局
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 外国人が安心して暮らせる社会を、都内全域を通じて実現するためには、広域的な視点に立った取組が必要である。特に、防災（語学）ボランティアの募集・登録については、都が広域的に行うことにより、多様な言語に対応する人材の確保が可能となる。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 地域の国際化に係る課題の解決には、NPO、NGO等との連携が不可欠であるが、それらの団体は行政区域を超えて活動しており、都が広域的に連携を呼びかけないと組織化が困難である。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 全国で最も多くの外国人が居住し、かつ区域を越えて生活圏が広がっている大都市東京において、外国人が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するためには、各区による個別の取組だけでなく、都による一体的な取組が必要である。
	○	
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	

<p>< 考え方 ></p> <p>（事業趣旨・概要） ○地域国際化推進検討委員会を設置して課題を検討し、都政に反映させているほか、在住外国人を支援する民間団体への助成等を行い、全国で最も多くの外国人が居住する東京において、外国人が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進している。</p> <p>（区における実施状況） ○在住外国人との交流、相談等の事業を実施している。</p> <p>（役割分担のあり方） ○地域の国際化に係る課題や施策の方向性の提示や、広域的に活動している団体への助成などは都が行い、区は在住外国人の国籍、集住度など地域の実情に応じた取組を進めることにより、都区が連携して総合的な地域国際化施策を推進する必要がある。</p> <p>○例えば、防災（語学）ボランティアの募集・登録については、各区が個別に行うよりも、都が広域的に行った方が、少数言語を含めた多様な人材が確保できる。区は、外国人の居住状況に応じて、防災に限らず生活全般における身近な語学ボランティアの募集・登録を行い、都との連携の下、日本語が不自由な外国人を言語面でサポートしていく必要がある。</p> <p>○また、国際交流に関する情報提供や普及啓発については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>（役割分担の見直しの必要性） ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価							
都	区	保					

検討対象事務評価個票

〔区〕

B

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	国際交流の推進に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○地域社会の国際化を推進し、在住外国人の支援等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>地域に密着した在住外国人に対する支援等の事務については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施すべきであるが、現在都が行っている事務は、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>					
	担当局	生活文化スポーツ局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由	在住外国人に対する支援等の事務のうち、個々の特別区の区域を越えて広く情報提供し、あるいは関係機関のネットワークを構築しながら行う必要があるもの等については都が広域的な立場で処理することが必要である。						
	<input type="radio"/>								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
評	チェック	理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
価	チェック	理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 5px;"> 都 </td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 5px;"> 区 </td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 5px;"> 保 </td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容

B

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	国際交流の推進に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 地域国際化推進検討委員会を設置し、地域国際化推進の課題を検討し、都政に反映させている。また、民間団体が行う在住外国人を支援する事業に助成を行っている。	(都における事務処理の状況)
	(主な事務内容)	
	1 地域国際化推進検討委員会の設置・運営 外国人が住みやすく、活躍できるまちづくりのための課題について、具体的・専門的な検討を行い、外国人に係る都の施策に反映させる。	1 地域国際化推進検討委員会 ○事業実績(平成20年度) ・委員会の開催 4回 ・「在住外国人のための効果的な防災対策について」答申 ・東京都在住外国人向けメディア連絡会の開催 4回
	2 国際交流・協力TOKYO連絡会 東京都とNGOが対等な立場で意見交換及び情報交換を行うことにより、パートナーシップの形成を図り、国際交流及び国際協力並びに地域国際化の推進に資することを目的として、NGO、地域国際交流協会及び東京都により構成される連絡会である国際交流・協力TOKYO連絡会の設置・運営を行う。	2 国際交流・協力TOKYO連絡会 ○総会、共同代表会議、部会等の開催(平成20年度) 延べ13回 ○共同事業の実施 国際化市民フォーラムの開催
	3 東京都防災(語)	3 東京都防災(語学)ボランティア ○登録者数(平成20年度) 649名(17言語)
	4 東京都太田記念館 ○施設概要 ・所在地 杉並区久我山2-16-14 ・規模 敷地面積 2,707.64㎡、延床面積 1,893.98㎡、地上2階、個室 41室 ・開館 平成2年4月	
	5 在住外国人支援事業助成 ○助成限度 事業費の1/2以内で、300万円を限度 ○事業費総額100万以上の事業に助成 ○助成実績(平成20年度) 10件	
(関係法令等)	6 国際交流・国際協力に関する情報提供及び普及啓発	
○東京都防災ボランティアに関する要綱 ○東京都太田記念館管理規則 ○東京都在住外国人支援事業助成実施要綱	○事業実績(平成20年度) ・「国際交流・協力情報コーナー」での情報提供 339件 ・ホームページアクセス 1,270,697件 ・広報誌「れすばす東京」webアクセス 310,877件	
(区との連携状況)		
(その他)		

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

3 市民活動の促進に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 市民活動の促進に関する事務											
(1) 市民活動の促進に関する事務	ボランティア、NPO等の市民活動を促進するとともに、これらの団体との協働を推進する。	区	○							<p>○市民活動を促進するための連絡調整や支援等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、地縁団体への支援など地域活動に密着した事務は、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○	○						<p>○都民・区民の自主的・自発的な活動がさらに活発なものとなるよう、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して市民活動を促進していく必要がある。</p> <p>○例えば、区市町村とNPOとの橋渡しや連絡調整については、都が広域的立場から行う必要があるほか、災害時のボランティア支援については、国や他県との広域的な連携の下、都が区の活動を支援していく必要がある。</p> <p>○また、地域の底力再生事業助成は、町会・自治会の先駆的な取組をモデル事業として助成するものであり、その成果を、より発信力のある都が広域的に発信していくことで、これらの活動が各所で展開・発展し、広がりをもったものとなる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	市民活動の促進に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 都民の自主的・自発的な活動を都内全域で促進するためには、全般的な視点に立った取組が必要である。特に、先駆的モデル事業（地域の底力再生事業助成）や区市町村とNPOとの橋渡し、連絡災害時に都内外から参集するボランティアの一時受入や需給調整等は、都が広域的に行う必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 広域的に活動する団体や区市町村との連絡調整など、広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
チェック	理由	
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

<p>< 考え方 ></p> <p>（事業趣旨・概要） ○都民による自主的・自発的な活動の環境整備を図り、ボランティア、NPO等の市民活動を促進するため、ボランティア活動や地域力向上の取組を支援するとともに、これらの団体との協働を推進する。</p> <p>（区における実施状況） ○区内の情報収集、団体への助成、中間支援組織の運営等を実施している。</p> <p>（役割分担のあり方） ○都民・区民の自主的・自発的な活動がさらに活発なものとなるよう、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して市民活動を促進していく必要がある。</p> <p>○例えば、区市町村とNPOとの橋渡しや連絡調整については、都が広域的立場から行う必要があるほか、災害時のボランティア支援については、国や他県との広域的な連携の下、都が区の活動を支援していく必要がある。</p> <p>○また、地域の底力再生事業助成は、町会・自治会の先駆的な取組をモデル事業として助成するものであり、その成果を、より発信力のある都が広域的に発信していくことで、これらの活動が各所で展開・発展し、広がりをもったものとなる。</p> <p>（役割分担の見直しの必要性） ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価							
都	区	保					

検討対象事務評価個票

〔区〕

B

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	市民活動の促進に関する事務	<p>< 考え方 ></p> <p>○市民活動を促進するための連絡調整や支援等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、基本的には広域的な施策展開を要するものと考えられるが、地縁団体への支援など地域活動に密着した事務は、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
	担当局	生活文化スポーツ局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	市民活動の促進に関する事務のうち、個々の特別区の区域を超えて広く情報を収集し、あるいは関係機関のネットワークを構築しながら行う必要のあるもの等については、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

B

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	市民活動の促進に関する事務									
担当	生活文化スポーツ局									
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要) ボランティア、NPO等の市民活動を促進するとともに、これらの団体との協働を推進する。</p> <hr/> <p>(主な事務内容)</p> <p>1 市民活動の促進 (1) 社会貢献活動団体との協働の推進 指針・マニュアル等の策定、市民活動団体基礎調査の実施、区市町村職員向け公開講座の開催、NPOに関する情報収集・提供等 (2) 区市町村市民活動担当者連絡会議の開催 (3) 災害時の活動の支援 区市町村災害時ボランティア担当者会議、災害時ボランティア講習会等の開催 (4) 区市町村NPO担当職員連絡会議の開催 (5) (財)自治総合センターコミュニティ助成事業に係る経由事務 (財)自治総合センターのコミュニティ助成制度の活用を図るため、区市町村に対する通知等の経由事務を行う。 (6) 東京ボランティア・市民活動センター運営費補助 ボランティア活動の支援、市民団体の運営に関する相談、人材育成等を行う東京ボランティア・市民活動センター(東京都社会福祉協議会が運営)の運営費を補助する。</p> <p>2 地域力向上に向けた取組 (1) 協働マッチング事業 行政とNPOの協働を推進するため、東京ボランティア・市民活動センターと連携し、「NPO法人情報管理・提供システム」を活用した情報提供等の事業を行う。 (2) 地域の底力再生事業助成 地域住民が多様化する地域の課題を克服し地域力を向上させるため、町会・自治会が行う先駆的な取組に対し、事業費を助成する。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>1(1) 社会貢献活動団体との協働の推進 ○指針・マニュアル等の作成 ・「東京都における社会貢献活動団体との協働～協働の推進指針～」(平成13年8月策定) ・「社会貢献活動団体との協働マニュアル」(平成14年3月作成) ・「社会貢献活動団体との協働事業事例集」(平成15年1月公表) ○調査の実施 ・「特定非営利活動促進法施行後の市民活動団体の現状と課題に関する調査」(平成12年7月発表) ・「市民活動団体基礎調査」(平成14年2月発表) ・「特定非営利活動法人ニーズ把握調査」(平成17年3月発表)</p> <p>2(2) 地域の底力再生事業助成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">対象事業</td> <td>町会・自治会が地域を活性化する事業</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>事業費の全額</td> </tr> <tr> <td>助成内容</td> <td> 多様な団体が連携し、地域の課題を解決をする事業に対する助成であり、対象団体は原則連合組織とする。 1 分野別モデル事業(上限200万円)※ 2 地域の課題へのチャレンジ事業(上限100万円) 3 他団体の協働事業(上限100万円)※ 4 地域ふれあい・たすけあい事業(上限100万円)※ ※印については単一団体でも申請可能。ただし、助成金額の上限は20万円。 </td> </tr> <tr> <td>実績(平成20年度)</td> <td>115事業</td> </tr> </table>	対象事業	町会・自治会が地域を活性化する事業	補助率	事業費の全額	助成内容	多様な団体が連携し、地域の課題を解決をする事業に対する助成であり、対象団体は原則連合組織とする。 1 分野別モデル事業(上限200万円)※ 2 地域の課題へのチャレンジ事業(上限100万円) 3 他団体の協働事業(上限100万円)※ 4 地域ふれあい・たすけあい事業(上限100万円)※ ※印については単一団体でも申請可能。ただし、助成金額の上限は20万円。	実績(平成20年度)	115事業
	対象事業	町会・自治会が地域を活性化する事業								
補助率	事業費の全額									
助成内容	多様な団体が連携し、地域の課題を解決をする事業に対する助成であり、対象団体は原則連合組織とする。 1 分野別モデル事業(上限200万円)※ 2 地域の課題へのチャレンジ事業(上限100万円) 3 他団体の協働事業(上限100万円)※ 4 地域ふれあい・たすけあい事業(上限100万円)※ ※印については単一団体でも申請可能。ただし、助成金額の上限は20万円。									
実績(平成20年度)	115事業									
	<p>(関係法令等) ○コミュニティ助成事業実施要綱 ○東京ボランティア・市民活動センター事業補助金交付要綱 ○地域の底力再生事業助成実施要綱</p> <hr/> <p>(区との連携状況) 2(2)地域の底力再生事業助成 区は、申請に係る相談・受付等の経由事務を取り扱っている。</p> <hr/> <p>(その他)</p>									

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

4 男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など)										考 え 方	総合 評価
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段		
1 男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など)											
(1) 男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など)	男女平等参画社会の実現に向け、東京ウィメンズプラザの管理運営等を行う。	区	○							<p>○男女平等参画を推進するための支援や情報提供を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が管理運営している東京ウィメンズプラザは、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○						<p>○普遍的概念である男女平等社会の実現に向けて、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組や区市町村の取組の支援を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区がそれぞれの役割を果たしつつ連携することで相乗効果を発揮し、男女平等参画施策を推進していく必要がある。</p> <p>○例えば、都内の女性センターや区の相談員を対象とした各種研修・講座等については、区における男女平等参画推進のための取組を支援する立場から、都が担う必要がある。</p> <p>○配偶者暴力防止法の規定により都道府県に整備が義務付けられている配偶者暴力相談支援センター機能を、都は東京ウィメンズプラザに担わせており、また、平成19年の同法改正により、市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備が努力義務化されたことに伴い、区におけるセンター機能の整備を促進するため、都が区を支援する役割を果たす必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名		男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など)		<p>< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○都は、「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進している。</p> <p>○東京ウィメンズプラザは、女性の社会的地位の向上と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加及び参画の促進を図り、豊かで平和な男女平等社会の実現に寄与するため、都が設置した施設である。</p> <p>○設置目的を達成するため、施設提供、図書・資料の収集・保管、相談、講演会・講習会、民間団体・個人の相互交流等の事業を実施している。</p> <p>(区における実施状況) ○区民を対象に、講座・研修、女性団体等との交流、情報提供、相談、施設の提供等の事業を実施している。</p> <p>(役割分担のあり方) ○普遍的概念である男女平等社会の実現に向けて、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組や区市町村の取組の支援を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区がそれぞれの役割を果たしつつ連携することで相乗効果を発揮し、男女平等参画施策を推進していく必要がある。</p> <p>○例えば、都内の女性センターや区の相談員を対象とした各種研修・講座等については、区における男女平等参画推進のための取組を支援する立場から、都が担う必要がある。</p> <p>○配偶者暴力防止法の規定により都道府県に整備が義務付けられている配偶者暴力相談支援センター機能を、都は東京ウィメンズプラザに担わせており、また、平成19年の同法改正により、市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備が努力義務化されたことに伴い、区におけるセンター機能の整備を促進するため、都が区を支援する役割を果たす必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>					
担当		生活文化スポーツ局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="radio"/>	理由 男女が対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画できる社会を、都内全域を通じて普遍的に実現するためには、全都的な視点に立った取組が必要である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="radio"/>	理由 国や区市町村等との連絡調整や、男女平等参画推進に係る普及啓発など、広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="radio"/>	理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由								
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="radio"/>	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

B

大区分 **4** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など)	
担当局	生活文化スポーツ局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	男女平等参画推進に関する事務のうち、個々の特別区の区域を越えて広く情報提供し、あるいは関係機関のネットワークを構築しながら行う必要があるもの等については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
業	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
評	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
価	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	

<p>< 考え方 ></p> <p>○男女平等参画を推進するための支援や情報提供を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。男女平等参画推進のための地域に密着した事務は、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施すべきであるが、現在都が管理運営している東京ウィメンズプラザは、男女平等参画施策を推進する広域中核施設として、都内市区町村、民間団体などの活動拠点となっており、基本的には、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価						
都	区	保				

検討対象事務の内容

B

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など)	
担当	生活文化スポーツ局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 男女平等参画社会の実現に向け、東京ウィメンズプラザの管理運営等を行う。	(都における事務処理の状況)
	(主な事務内容)	
	○男女平等参画施策の企画調整 ・行動計画の策定及び推進 ・東京都男女平等参画審議会の運営 ・男女平等参画に関する調査及び普及啓発 ・国・道府県・区市町村との連絡調整	・行動計画の策定及び推進 東京の男女平等参画の現状、男女平等参画施策の実施状況等についての年次報告の作成・公表 「東京都男女平等参画を進める会」の運営 「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」の作成(平成21年3月)、普及啓発
	○東京ウィメンズプラザの管理運営 1 講座・研修 (1) 都内女性センター職員等の研修(男女平等推進担当職員研修) (2) 区市町村相談員養成講座研修等 (3) オープンプラザ事業 民間団体の優れた企画に対し、施設の提供、講師・印刷等の経費の一部負担により、都の共催事業として実施している。 (4) 男女共同参画週間記念講演会の開催 2 民間活動支援 (1) 女性団体等との交流事業 都民、民間団体、区市町村等の参加を得て交流事業を実施している。 3 情報提供事業 (1) 図書資料室の運営 (2) インターネットによる情報提供 4 相談事業 (1) 一般相談 電話相談、面接相談、専門機関の紹介等 (2) 特別相談 法律相談、精神科医師による相談、男性相談 5 利用施設 男女平等参画社会の実現のための活動の場として、ホール、視聴覚室、会議室等の施設を提供している。	○東京ウィメンズプラザ 渋谷区神宮前5-53-67 事業実績(平成20年度) 1 講座・研修 (1) 男女平等推進担当職員研修 3回 (2) 区市町村相談員養成講座研修等 6回 (3) オープンプラザ事業 3団体 (4) 男女共同参画週間記念講演会の開催 平成20年6月 2 民間活動支援 (1) 女性団体等との交流事業 平成20年10月3・4日開催 期間中の来館者数 2,533人 3 情報提供事業 (1) 図書資料室 所蔵図書数 60,128冊 年間利用者数 48,360人 (2) インターネット 年間アクセス数 148,666件 4 相談事業 (1) 一般相談 11,508件 (2) 特別相談 364件 5 利用施設 年間入館者数 296,642人
	(関係法令等) ○東京ウィメンズプラザ条例 ○東京都男女平等参画基本条例	
(区との連携状況) ○区市町村の職員を対象に各種研修・講座を実施している。 ○区市における配偶者暴力相談支援センター設置推進のための支援事業を実施している。		
(その他) ○男女平等参画推進に関する事務のうち、配偶者暴力対策に関する業務は、法令(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)に基づく事務である。		

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

5 消費生活対策に関する事務(消費生活センター事業、公衆浴場対策など)											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合評価
1 消費生活対策に関する事務											
(1)消費生活対策に関する事務	消費生活の安定と向上のため、事業活動の適正化、消費者の支援等を行う。	区	○							<p>○消費生活の安定と向上のために行う事業活動の適正化や消費者の支援等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○	○		○			<p>○都民・区民の消費生活の安定と向上を図るためには、都は広域的な立場から都内全域を通じて一定水準の消費生活環境を提供するための取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な消費生活対策を推進する必要がある。</p> <p>○消費者安全法（平成21年9月施行）により、消費生活相談等の事務及び消費生活センターの設置が都道府県に義務付けられたこともあり、都条例に基づくその他の事務についても、法令に基づく事務と一体的に都が行うことにより、効果的な実施が可能となる。</p> <p>○また、同法により、消費生活相談等の事務は市町村にも義務付けられ、消費生活センターの設置は市町村の努力義務とされた。近年複雑化・高度化している相談内容に対応するため、専門的なノウハウや相談マニュアルの提供、消費生活相談アドバイザー（弁護士、建築士等の専門家）による助言、相談員研修による区の相談機能の強化等により、都はセンターオブセンタースの立場から区の業務を支援していく必要がある。</p> <p>○被害防止キャンペーン等の啓発事業については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 **5** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

	事業名	消費生活対策に関する事務	<p>< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○都民の消費生活の安定と向上を図るため、商品事故や取引被害を防止するとともに、表示の適正化などによる消費者の適切な商品選択の確保策を講じている。</p> <p>○また、消費者と事業者との間の構造的な情報力・交渉力の格差を埋めるため、消費生活相談、消費者教育、情報提供等による支援により、消費者が自己責任に基づき行動できる環境整備を目指している。</p> <p>(区における実施状況) ○日常の消費生活における苦情や不安を解決するための相談窓口の開設、地元の消費者団体との連携等を実施している。</p> <p>(役割分担のあり方) ○都民・区民の消費生活の安定と向上を図るためには、都は広域的な立場から都内全域を通じて一定水準の消費生活環境を提供するための取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な消費生活対策を推進する必要がある。</p> <p>○消費者安全法（平成21年9月施行）により、消費生活相談等の事務及び消費生活センターの設置が都道府県に義務付けられたこともあり、都条例に基づくその他の事務についても、法令に基づく事務と一体的に都が行うことにより、効果的な実施が可能となる。</p> <p>○また、同法により、消費生活相談等の事務は市町村にも義務付けられ、消費生活センターの設置は市町村の努力義務とされた。近年複雑化・高度化している相談内容に対応するため、専門的なノウハウや相談マニュアルの提供、消費生活相談アドバイザー（弁護士、建築士等の専門家）による助言、相談員研修による区の相談機能の強化等により、都はセンターオブセンターズの立場から区の業務を支援していく必要がある。</p> <p>○被害防止キャンペーン等の啓発事業については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
	担当	生活文化スポーツ局	
事業		(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 消費者被害は一部の地域にとどまらず、都道府県を越え広範囲にわたり発生することが多く、都民の一定水準の消費生活環境を確保するためには、国や他県との連携も含め、都による広域的な取組が必要である。	
	○		
		(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 国や他県との連携や被害防止キャンペーンなど、広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。	
	○		
		(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由 高度な相談事例への対応や商品テストの実施については、専門的な知識やスキル、設備等が必要なため、各区が担うことは困難である。		
○			
業		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由	
	○		
		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
チェック	理由 人口や業務・居住機能が高度に集積し、消費活動や商取引が活発である特別区の区域において、大都市ならではの消費者被害への対策等を効果的に実施するためには、都による一体的な取組が必要である。		
○			
評		(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由	
○			
価		(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由	
○			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

B

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td>消費生活対策に関する事務</td> </tr> <tr> <td>担当局</td> <td>生活文化スポーツ局</td> </tr> </table>	事業名	消費生活対策に関する事務	担当局	生活文化スポーツ局	<p>< 考え方 ></p> <p>○消費生活の安定と向上のために行う事業活動の適正化や消費者の支援等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 地域に密着した消費生活対策に関する事務については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施すべきであるが、現在都が行っている事務は、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>		
事業名	消費生活対策に関する事務							
担当局	生活文化スポーツ局							
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>消費生活対策に関する事務のうち、個々の特別区の区域を越えて、広く調査、指導等を行う必要があるもの等については、都が広域的な立場で処理することが必要である。</td> </tr> </table>	チェック	理由	○	消費生活対策に関する事務のうち、個々の特別区の区域を越えて、広く調査、指導等を行う必要があるもの等については、都が広域的な立場で処理することが必要である。			
	チェック	理由						
	○	消費生活対策に関する事務のうち、個々の特別区の区域を越えて、広く調査、指導等を行う必要があるもの等については、都が広域的な立場で処理することが必要である。						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	チェック	理由					
	チェック	理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	チェック	理由					
チェック	理由							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	チェック	理由						
チェック	理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	チェック	理由						
チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	チェック	理由						
チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	チェック	理由						
チェック	理由							
評価		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">◎ 都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			◎ 都	区	保
	総合評価							
◎ 都	区	保						

検討対象事務の内容

B

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	消費生活対策に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
<p>事務の内容</p> <p>(事務の概要) 消費生活の安定と向上のため、事業活動の適正化、消費者の支援等を行う。</p> <p>(主な事務内容)</p> <p>1 消費生活行政の企画調整 (1) 東京都消費生活対策審議会の運営 都民の消費生活の安定と向上に関する基本的事項について調査審議する知事の附属機関 (2) 消費生活調査 ①目的:市場ルールの遵守状況の把握や市場監視を都民との協働により実施するため、消費生活調査員を設置し、都民500人の調査員が小売店舗等における商品やサービスについての調査を行い、その結果を事業者指導等に活用し、もって都民の消費生活の安定と向上に寄与する。また、大学等と連携し、大学生60人を特別調査員として委嘱し、電子取引等の商品に関わる表示等の調査を実施。 ②趣旨:行政区域ごとに都の人口及び小売業事業所数等に基づき調査員を配置することで、都内の小売店舗等における実態を把握する。調査店舗等は重複しないよう調整を行う。JAS法、景表法、計量法及び消費生活条例に基づく調査を実施。 (3) 高齢者被害対策 高齢者を見守る人々からの相談専用電話の設置や介護事業者等への出前講座、高齢者被害防止キャンペーン等を行っている。また、都全域にわたり高齢者の消費者被害防止のためのセーフティネットが構築できるよう、各区市町村における地域特性に応じた仕組みづくりを促進している。</p> <p>2 取引指導事業 (1) 取引指導 不適正な取引による消費者被害を防止するため、法令や条例に基づく処分等を行う。法令で対象となっていない衛生設備用品の修繕・改良などの5種類の取引等に対しては条例で対応している。 (2) 架空請求緊急対策 電話相談対応、専用ホームページによる情報提供及び都民からの通報等を基に条例に基づく事業者名の情報提供等を実施している。 (3) 表示適正化対策 消費者の適切な商品選択の確保のため、法令に規制のない商品・サービスの表示等について、条例に基づき適正化を図っている。</p> <p>3 安全対策事業(危害防止対策) 商品・サービスの利用に伴う危害・危険を防止するため、情報収集・提供、調査分析等を行う。</p> <p>(関係法令等) ○東京都消費生活条例 ○東京都消費生活対策審議会運営要綱 ○東京都消費生活調査員制度運営要領</p> <p>(区との連携状況)</p> <p>(その他) 消費者安全法(平成21年9月1日施行)により、消費生活相談等の事務及び消費生活センターの設置が都道府県に義務付けられた。</p>		<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>1 消費生活行政の企画調整 (1) 東京都消費生活対策審議会の運営 <過去の実績> 第19次東京都消費生活対策審議会(平成18年5月11日～) ★消費者被害防止のための事業者規制のあり方(諮問:平成18年5月11日、答申:平成18年10月13日) ※総会4回、部会7回、小部会5回 ★食料の原料原産地表示のあり方(諮問:平成20年3月27日、答申:平成20年4月30日) ※総会3回、部会2回 第20次東京都消費生活対策審議会実績(平成20年5月20日～) ★東京都消費生活基本計画の改定(諮問:平成20年5月20日、答申及び提言:平成20年8月22日) ※総会3回、部会5回 (2) 消費生活調査 15回(平成20年度) (3) 高齢者被害対策 <過去の実績> ○高齢者相談件数:6,338件(平成20年度) ○介護事業者等への出前講座:101回(平成20年度) ○高齢者の消費者被害防止対策検討委員会の設置(平成18年9月) 検討委員会:4回、検討部会:7回 ○「高齢者の消費者被害防止のための地域におけるしくみづくりガイドライン」策定(平成19年3月)</p> <p>2 取引指導事業 <実績(平成20年度)> (1) 取引指導 ○条例に基づく勧告 9件、禁止命令 1件 (2) 架空請求緊急対策 ○事業者名・サイト名の情報提供 308件 ○金融機関への口座凍結要請 18件 (3) 表示適正化対策 ○消費生活条例に基づく立入検査 10店舗(うち不適正件数 3件、指導件数 3件)</p> <p>3 安全対策事業(危害防止対策) <実績(平成20年度)> ○東京都安全対策協議会『「ベビー用おやつ』の安全対策』 ○危害・危険情報に基づく事業者指導 7件 ○商品事故に対する機動的調査 7件 ○商品テスト 3件 ・石油ファンヒーター等開放型家庭用暖房機器による室内汚染 ・自転車用幼児ヘルメット ・子供用の繊維製品等に含まれるホルムアルデヒド</p>

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

5 消費生活対策に関する事務(消費生活センター事業、公衆浴場対策など)										考 え 方	総合 評価
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段		
2 公衆浴場対策に関する事務											
(1) 公衆浴場対策に関する事務	都民の入浴機会の確保、公衆浴場の転廃業の防止及び経営の安定を図るため、各種助成策を実施する。	区	○							<p>○都民の入浴機会の確保と経営の安定化を図るために公衆浴場に対する助成を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、個々の浴場に対する補助など、地域に密着した事務は、できる限り特別区が、現在行っている各種補助事業と合わせて、地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○	○			○			<p>○より効果的に都民の入浴機会確保や公衆浴場の経営安定化を図るため、都は広域的な立場から、一定水準の公衆浴場基盤の確保や時代の要請に応じた浴場機能の維持向上等の取組を行い、区は地域の実情に応じて、その地域に欠かすことのできない公衆浴場の支援や住民の利用促進等の取組を行うことが望ましい。</p> <p>○現在都が行っている取組を区が担った場合、各区の取組に差異が生じ、都内全域で一定水準の公衆浴場基盤を確保することができないおそれがある。</p> <p>○健康増進型公衆浴場改築支援事業や公衆浴場クリーンエネルギー化推進事業、公衆浴場耐震化促進支援事業等については、施設のバリアフリー化、地球温暖化対策、建築物の耐震化など、全都的な重要施策の一環として行っている面もあり、都が担うことが望ましい。また、公衆浴場利用促進事業補助については、都内全域を活動範囲とする都道府県単位の団体（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合）に対する補助であり、都が一体的に行う必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 5 中区分 2 小区分 (1)

事業名		公衆浴場対策に関する事務		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>（事業趣旨・概要）</p> <p>○都民の日常生活における健康維持と適正な公衆衛生水準を確保する上で必要な公衆浴場に対し、都民の入浴機会の確保や転廃業の防止、経営の安定化を図るため、各種助成策を実施している。</p> <p>（区における実施状況）</p> <p>○その地域に欠かすことのできない公衆浴場に対する経常経費補助及び利子補助、高齢者への入浴推進、浴場を利用しての健康事業等を実施している。</p> <p>（役割分担のあり方）</p> <p>○より効果的に都民の入浴機会確保や公衆浴場の経営安定化を図るため、都は広域的な立場から、一定水準の公衆浴場基盤の確保や時代の要請に応じた浴場機能の維持向上等の取組を行い、区は地域の実情に応じて、その地域に欠かすことのできない公衆浴場の支援や住民の利用促進等の取組を行うことが望ましい。</p> <p>○現在都が行っている取組を区が担った場合、各区の取組に差異が生じ、都内全域で一定水準の公衆浴場基盤を確保することができないおそれがある。</p> <p>○健康増進型公衆浴場改築支援事業や公衆浴場クリーンエネルギー化推進事業、公衆浴場耐震化促進支援事業等については、施設のバリアフリー化、地球温暖化対策、建築物の耐震化など、全都的な重要施策の一環として行っている面もあり、都が担うことが望ましい。また、公衆浴場利用促進事業補助については、都内全域を活動範囲とする都道府県単位の団体（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合）に対する補助であり、都が一体的に行う必要がある。</p> <p>（役割分担の見直しの必要性）</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>理由 都内全域を通じて都民の入浴機会確保を図るため、一定水準の公衆浴場基盤の確保や時代の要請に応じた浴場機能の維持向上等の取組については、都が担う必要がある。</p>	
	チェック	<input type="radio"/>		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	<input type="radio"/>		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	<input type="checkbox"/>		
	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	<input type="checkbox"/>		
	理由			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	<input type="radio"/>		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	<input type="checkbox"/>		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	<input type="checkbox"/>		
	理由			

総合評価

都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

B

大区分 5 中区分 2 小区分 (1)

	事業名	公衆浴場対策に関する事務	<p>< 考え方 ></p> <p>○都民の入浴機会の確保や公衆浴場の経営安定のための助成を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務のうち、個々の浴場に対する補助など、地域に密着した事務は、できる限り特別区が、現在行っている各種の補助事業と合わせて、地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>						
	担当局	生活文化スポーツ局							
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	○	公衆浴場等に対する助成に関する事務のうち、広域的に活動する団体への助成や個々の特別区の区域を越えて広域的な対応を図るべきものについては、都が広域的な立場で処理することが必要である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">都</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">区</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容

B

大区分 **5** 中区分 **2** 小区分 **(1)**

事業名	公衆浴場対策に関する事務	(都における事務処理の状況)		
担当	生活文化スポーツ局	1 健康増進型公衆浴場改築支援事業		
事 務 の 内 容	(事務の概要) 都民の入浴機会の確保、公衆浴場の転廃業の防止及び経営の安定を図るため、各種助成策を実施する。	補助率	対象経費の4分の1以内(補助限度額 改修7,500万円、改築2,000万円)	
		区市補助	応分の負担として対象経費の20分の1程度を補助	
		実績件数(平成20年度)	4件(うち改築3件、改修1件)	
	(主な事務内容)	1 健康増進型公衆浴場改築支援事業 区市と連携しつつ、ミニデイサービス、健康増進事業等を行うスペースの確保やバリアフリー化を行い高齢社会への対応を図るなど、地域貢献度の高い浴場として施設更新する場合に、改築・改修費の一部を補助する。	2 公衆浴場グリーンエネルギー化推進事業	
			補助率	対象経費の2分の1以内(補助限度額 200万円)
			区市補助	対象経費から都の補助金を除いた残額について区市の補助金の併用可
	2 公衆浴場グリーンエネルギー化推進事業 公衆浴場の使用燃料を重油等から都市ガス等のグリーンエネルギーに転換するための改修等に要する経費の一部を補助する。	3 公衆浴場耐震化促進支援事業		
		補助率	対象経費の①「応急的修繕」2分の1以内補助限度額150万円又は3分の2以内補助限度額200万円 ②「計画的修繕」2分の1以内補助限度額500万円	
		区市補助	対象経費から都の補助金を除いた残額について区市の補助金の併用可	
	3 公衆浴場耐震化促進支援事業 公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図るため、都内公衆浴場の耐震対策を促進し、それに要する経費の一部を補助する。	4 公衆浴場改善資金利子補助		
		補助率	限度額5千万円～1億円 補助期間10年～20年以内、補助利率3.5%以内、本人負担利率0.5%～1.0%	
		区市補助	一部の区市で実施	
	4 公衆浴場改善資金利子補助 浴場所有者又は経営者が、施設の近代化等のため、特定金融機関から改築費等の貸付を受けた場合に、利子の一部を補助する。	5 設備資金等利子補助		
		補助率	過年度に助成決定した利子補助分	
		区市補助	一部の区市で実施	
5 設備資金等利子補助 公衆浴場改善資金利子補助への移行に伴い、設備資金利子補助、経営改善資金利子補助及び施設確保資金利子補助の過年度分(平成16年度以前)の助成決定に係る利子を補助する。	6 下水道料金補助			
	補助率	下水道料金の減免措置分		
	区市補助	なし		
6 下水道料金補助 浴場用下水道料金の軽減分を下水道局に繰り出す。	7 公衆浴場利用促進事業補助			
	補助率	対象経費(広報誌「1010」の発行経費)の2分の1以内(補助限度額 2,160万円)		
	区市補助	なし		
7 公衆浴場利用促進事業補助 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合が行う公衆浴場利用促進事業費の一部を補助する。	(関係法令等)			
	○公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律68号)			
	(区との連携状況)			
8 公衆浴場利用促進事業補助 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合が行う公衆浴場利用促進事業費の一部を補助する。	(その他)			
	【都区制度改革実施大綱(平成12年)における役割分担】 施設確保資金助成事業を区において実施する。(実施済)			
	実績(平成20年度)	148,732千円		
		7 公衆浴場利用促進事業補助		
		補助率	対象経費(広報誌「1010」の発行経費)の2分の1以内(補助限度額 2,160万円)	
		区市補助	なし	
		実績(平成20年度)	21,600千円	

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

6 私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など)											
(1) 私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など)	私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、経営の健全化等を図るため、各種の助成を行う。	区	○							<p>○私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減等のための助成を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在、都が行っている事務のうち、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費補助など住民生活に密着した事務は、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○	○				○		<p>○東京の私学振興を確実に推進していく上では、公教育の一翼を担う私立学校の機能に鑑み、都は都内全域を通じて一定水準の教育環境を確保するための取組を行い、区は地域の実情に応じて都の取組を補完する取組を行うことが望ましい。</p> <p>○都内の私立学校においては、生徒の居住地と通学先の区市町村が異なる場合がほとんどである上、他の道府県と比べ、私立学校に在学する生徒の割合が高いため、私立学校に対する助成事業は、住民の受益と負担の均衡の観点からも、都内全域を通じて都が広域的に実施することが望ましい。</p> <p>○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 **6** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

	事業名 私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など) 担当 生活文化スポーツ局	< 考え方 > (事業趣旨・概要) ○都内の児童・生徒等のうち私立学校に在学する割合は、高等学校で5割を超え、幼稚園で約9割、専修・各種学校でほぼ10割となっており、各私立学校は、都民の多様化する要請に応じて建学の精神に基づく特色ある教育を行うことにより、極めて重要な役割を果たしている。 ○このため、都は私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、経営の健全化等を図るため、経常費補助を含む運営費補助、施設・設備補助、保護者負担軽減などの助成を行っている。 ○なお、経常費補助については、私立学校振興助成法により、都道府県が学校法人に対し補助する場合に、国が都道府県に対しその一部を補助することができることとされている。 (区における実施状況) ○幼稚園保護者に対する負担軽減事業など、国や都の補助を受け助成事業を実施している。また、幼稚園等に対して独自の助成事業を実施している例がある。 (役割分担のあり方) ○東京の私学振興を確実に推進していく上では、公教育の一翼を担う私立学校の機能に鑑み、都は都内全域を通じて一定水準の教育環境を確保するための取組を行い、区は地域の実情に応じて都の取組を補完する取組を行うことが望ましい。 ○都内の私立学校においては、生徒の居住地と通学先の区市町村が異なる場合がほとんどである上、他の道府県と比べ、私立学校に在学する生徒の割合が高いため、私立学校に対する助成事業は、住民の受益と負担の均衡の観点からも、都内全域を通じて都が広域的に実施することが望ましい。 (役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。						
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 私立学校は、公教育の一翼を担っているところ、都内全域を通じて一定水準の教育環境を確保するため、また、住民の受益と負担の均衡の観点からも、都が広域的に実施する必要がある。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 各区が個別に私学助成を行った場合、助成内容に差異が生じ、都内全域で一定の教育環境を確保できず、地域によって教育水準に格差が生じるおそれがある。							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 私立学校振興助成法により、都道府県が学校法人に対し経常費を補助する場合に、国が都道府県に対しその一部を補助することができることとされている。							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
価	理由							
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

B

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名	私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など)		<p>< 考え方 ></p> <p>○私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減等のための助成を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、基本的には広域的な施策展開を要するものと考えられるが、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費補助など住民生活に密着した事務は、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局	生活文化スポーツ局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	私立学校教育の助成に関する事務のうち、広域的に利用される私学全般に対する助成や個々の特別区の区域を越えて活動する団体を介した補助等の事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
評	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

B

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名	私立学校の助成に関する事務(保護者負担軽減など)	
担当	生活文化スポーツ局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、経営の健全化等を図るため、各種の助成を行う。</p>	(都における事務処理の状況)
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 経常費補助 私立学校(高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び通信制高等学校)を設置する学校法人及び学校法人化を志向する個人立等の幼稚園の設置者に対し、経常費の一部を補助する。</p> <p>2 運営費補助 経常費補助の対象とならない学校等の設置者に対し、運営費の一部を補助する。</p> <p>3 施設・設備補助 産業教育、理科教育の施設整備に要する経費、校舎等の耐震化に関する経費及び地上デジタルテレビの設置経費等について一部を補助する。学校法人及び設置者に対して行う補助と、(財)東京都私学財団が行う補助事業への補助などがある。</p> <p>4 保護者負担軽減 (1)私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者等に対し、都内区市町村が行う保護者負担軽減事業に対して一部を補助する。 (2)その他補助 私立高校等に在籍する生徒の保護者に対し授業料軽減助成を行う(財)東京都私学財団に対し補助を行う私立学校等特別奨学金補助や、一定の要件を満たした授業料軽減措置を行う学校法人への補助などがある。</p> <p>5 教職員福利等補助 (財)東京都私学財団等の各団体を通して行われている、教職員の福利厚生等に関する補助について、掛金の一部を補助する。</p> <p>6 その他補助 (1)認定こども園運営費補助 都が認定した私立の認定こども園に対して区市町村が行う事業について、経費の一部を補助する。 (2)その他補助 私立高等学校が行う広報活動等に対し学校法人へ経費の一部を補助する私立高等学校都内生就学促進補助や、私立専修学校の設置者が行う、専修学校の高等課程及び専門課程の教育に必要な設備整備等に要する経費の一部を、事業を行う(財)東京都私学財団等に対し補助する私立専修学校教育環境整備費補助がある。</p>	補助の内容については別紙のとおり
	<p>(関係法令等)</p> <p>私立学校法第59条、私立学校振興助成法第1条、同9条、同10条、東京都私立学校教育助成条例教育基本法第4条、同6条、同8条、地方自治法第232条の2、私立学校教職員共済法第35条第4項</p>	
	<p>(区との連携状況)</p>	
	<p>(その他)</p>	

私立学校教育助成事業の概要(補助内容別資料)

事業名	特定財源	補助率	交付対象	補助対象学種												備考							
				高校			高等専門学校	中学校	小学校	幼稚園等			専修学校				各種学校						
				全日制	定時制	通信制				認可園	個人立等	類似施設	特別支援学校	専門課程	高等課程			一般課程					
		学校法人立	志向園	その他																			
学校助成	經常費補助	国庫 (文科省)	50%	学校法人																			
				設置者																	※1		
			定額	学校法人																			
				設置者																			
			運営費補助・単独	無	50%	設置者																	
							定額																
	定額																						
	施設・設備補助	無	1/3内	学校法人	※上段：産振																		
					※下段：理振																		
			4/5・2/3	設置者、財団 財団→設置者																		※2	
				1/3・1/2	設置者																		
基金繰入金		1/2	学校法人																				
			財団																				
			設置者																				
その他	無	1/2	財団 →設置者	※教育設備・研究図書																			
			設置者	※職業教育緊急支援、専修学校評価促進																			
	無	1/2	設置者																				
			学校法人	※3																			
			区市町村 →設置者																				
保護者負担軽減	無	定額	財団 →※4	※3																			
			学校法人																				
		国庫 (国交省)	定額	学校法人																			
	財団 →設置者																						
	区市町村 →保護者																						
	福利職等員	無	定額	財団																			
私学振興・ 共済事業団																							
財団																							

補助対象学種における実施主体 は私学部 は私学財団 は区市町村

※1 特別支援学校、特別支援学級を置く小学校もしくは中学校又は障害児が1名以上(執行時は2名以上)就園する学校法人立幼稚園及び志向園 ※2 専修学校については、財団→設置者、それ以外の学種は、都が設置者へ交付。 ※3 昼間定時制のみ

※4 交付対象者の補足説明 都内校は、財団→設置者、都外校は、財団→保護者

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

7 文化振興に関する事務(江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 文化振興に関する事務											
(1)文化振興に関する事務	文化の振興を図るため、アーティスト支援、文化行事等を行う。	区	○							<p>○文化振興を促進するための文化事業の推進や助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○			○	○			<p>○東京の文化振興を図り、大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールしていくため、また、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、都は広域的な立場から、大規模かつ多面的な文化事業を推進し、一方で、区は地域に根ざした住民に身近な取組を行うことにより、より効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となる。</p> <p>○例えば、東京文化発信プロジェクト、アジア舞台芸術祭等の大規模な文化事業や文化行事については、都がより高い次元で行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名		文化振興に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○都民の暮らしに豊かさと潤いをもたらすと同時に、都市の魅力と活力の源である文化の振興を図るため、作品発表の場の提供等によるアーティスト支援、東京の文化を世界に発信するための各種文化事業や文化行事、財団法人東京都歴史文化財団への助成等を実施している。</p> <p>(区における実施状況) ○地域における文化振興のための計画策定、文化事業、地域の財団への助成等を実施している。</p> <p>(役割分担のあり方) ○東京の文化振興を図り、大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールしていくため、また、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、都は広域的な立場から、大規模かつ多面的な文化事業を推進し、一方で、区は地域に根ざした住民に身近な取組を行うことにより、より効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となる。</p> <p>○例えば、東京文化発信プロジェクト、アジア舞台芸術祭等の大規模な文化事業や文化行事については、都がより高い次元で行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	文化の振興を図ることにより、広く都民全体の暮らしに豊かさと潤いをもたらすためには、全都的な視点に立った取組を行う必要がある。	
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由	東京文化発信プロジェクト、アジア舞台芸術祭等の大規模な文化事業や文化行事については、各区が個別に実施することが困難である。	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	大都市東京の文化的魅力を高め、それを世界に発信、アピールしていくためには、各区による個別の取組だけでなく、都による一体的な取組が必要である。	
	○			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価

都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

B

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名		文化振興に関する事務		< 考え方 > ○文化振興を促進するための文化事業の推進や支援等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 地域に密着した文化振興に関する事務については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施すべきであるが、現在都が行っている事務は、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。
担当局		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	○		文化振興に関する事務のうち、個々の特別区の区域を越えて広く情報提供し、あるいは広域的に活動する団体への支援や関係機関のネットワークを構築しながら行う必要があるもの等については、都が広域的な立場で処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック		理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック		理由	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック		理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック		理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

B

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名	文化振興に関する事務	【都における事務処理の状況】
担当	生活文化スポーツ局	
事務の内容	<p>(事務の概要) 文化の振興を図るため、アーティスト支援、文化行事等を行う。</p>	<p>【東京芸術文化評議会】 東京の文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査・審議するために平成18年12月に知事の附属機関として設置 ○事業実績(H20年度) ・評議会の実施回数 2回 ・「東京都の文化政策の新しいしくみづくりに向けた課題整理」報告、「世界文化都市・東京の実現に向けた文化事業、文化プロジェクトの展開」報告、「都立文化施設のあり方について」報告、「芸術文化への支援・投資が東京の未来を創造する」最終報告</p>
	<p>(主な事務内容) 1 文化振興施策の企画調整 (1)文化団体、企業、区市町村、文化庁等との連絡調整、文化活動に関する調査等 (2)東京芸術文化評議会の運営 (3)野外芸術作品の保守管理、歴史的建造物(旧小笠原邸)の保存活用 2 文化事業の推進 (1)各種文化事業や文化行事等の実施 ①東京文化発信プロジェクト事業の実施 ②大相撲優勝力士知事表彰、都民の日記念行事、国民文化祭出演団体推薦、顕彰制度(名誉都民) (2)舞台芸術の振興 アジア舞台芸術祭(アジア大都市ネットワーク21共同事業)、東京のオペラの森及び関連事業 (3)アーティスト支援 ①芸術文化発信事業助成 音楽、演劇、舞踊、美術、映像等の公演・展示活動を主催する事業者に対し、助成を行う。 ②トーキョーワンダーウォールの運営 東京都現代美術館及び都庁舎内の壁面を、新進美術作家の作品発表の場として提供する。 (4)公共空間の開放 ①ヘブンアーティスト事業 審査によって選定したアーティストにライセンスを発行し、公共・民間施設を活動の場として提供する。 ②ストリートペインティング事業 制作アーティストを公募・審査・選定し、都立施設の壁面をペインティングの場として開放する。 ③演劇等の練習場の提供 (5)花火大会助成 (6)「東京都平和の日」記念行事等 ①東京空襲メモリアル事業 犠牲者名簿の作成、祈念碑の管理、関連資料の整理保管・活用 3 (財)東京都歴史文化財団助成等 (1)(財)東京都歴史文化財団事業への助成 (2)旧朝香宮邸の活用(東京都庭園美術館の運営) (3)若手の育成・文化の発信(トーキョーワンダーサイトの運営) 国内外の若手芸術家の育成を図るため、都の施設等を作品展示、芸術家の交流等の場として活用する。</p>	<p>【東京文化発信プロジェクト】 東京ならではの芸術文化の創造・発信と、芸術文化を通じた子どもたちの育成を目的として、イベントやフェスティバル、まちなかで展開するアートプログラム、子供向け体験型プログラム等の事業の実施 主催：東京都、(財)東京都歴史文化財団 ○主な事業実績(H20年度) ・恵比寿映像祭 27,093人 ・フェスティバル/トーキョー 61,577人 ・六本木アートナイト 55万人 ・キッズ伝統芸能体験 277人(公募による選定)</p> <p>【芸術文化発信事業助成】 東京の芸術文化を世界へ発信するため創造活動を支援することを目的とし、作品、プログラム・手法の先駆性や活発な相互交流等、企画力の高い公演・展示活動を行う団体に対して、経費の一部を助成 ○主な実績(H21年度採択状況) ・助成件数 34件(124件申請中)</p> <p>【トーキョーワンダーウォール】 東京から文化的魅力を発信し、全世界にアピールしていくために、これからの美術の行方を担う新進美術作家に東京都現代美術館及び都庁舎壁画等を作品発表の場として提供 ○主な実績(H20年度) ・平面 申込者:1,104人 入選者:104人 入賞者:12人 ・立体、インスタレーション 申込者:128人 入選者:8人 入賞者:2人</p> <p>【ヘブンアーティスト事業】 ○実績(平成20年度 第8回審査会) ・応募総数 297組(パフォーマンス部門:133組/音楽部門:164組) ・最終合格者 28組(パフォーマンス部門:24組/音楽部門:4組)</p>
	<p>(関係法令等) ○東京名誉都民条例 ○東京都芸術文化発信事業助成金交付要綱 ○(財)東京都歴史文化財団自主事業に係る運営費補助金交付要綱 等</p>	<p>【東京都庭園美術館】 ・開館年月日 昭和58年10月1日 ・所在地 港区白金台5-21-9 ・施設規模 施設面積 35,358㎡ 延床面積 6,568㎡、地上4階・地下2階 ・観覧者数 228,136人(平成20年度)</p>
	<p>(区との連携状況)</p> <p>(その他)</p>	<p>【トーキョーワンダーサイト】 ・トーキョーワンダーサイト本郷 所在地:文京区本郷2-4-16 開設:平成13年12月25日 ・トーキョーワンダーサイト渋谷 所在地:渋谷区神南1-19-8 開設:平成17年7月22日 ・トーキョーワンダーサイト青山 所在地:渋谷区神宮前5-53-67 開設:平成18年11月7日</p>

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

7 文化振興に関する事務(江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 江戸東京博物館などの運営に関する事務											
(1)江戸東京博物館などの運営に関する事務	東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営を行う。	区	○							○各種の文化施設を拠点に、文化芸術に関する作品の収集、展示等を行う事務については、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であるが、現在都が保有している施設の運営は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○			○	○			○東京の文化振興を図り、大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールしていくため、また、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、都は広域的な立場から、大規模かつ多面的な取組を行い、一方で、区は地域に根ざした住民に身近な取組を行うことにより、より効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となる。 ○都立文化施設の管理運営においては、多種多様な展示品等を質・量ともに十分に確保していく必要があり、都が規模のメリットを活かし管理運営を担うことで、施設の設置目的がより確実に実現できる。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 7 中区分 2 小区分 (1)

事業名 江戸東京博物館などの運営に関する事務
 担当 生活文化スポーツ局

事業 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	<input type="radio"/>	理由 広く都民の教養、学術及び文化の発展に寄与することを目的として設置した施設であるため、その管理運営は都が担う必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
	<input type="radio"/>	理由 多種多様な展示品等を、質・量ともに十分に確保していくためには、規模的な面で都が担うことが望ましい。
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
<input type="radio"/>	理由 都立文化施設は「東京の芸術文化の創造発信拠点」であり、大都市東京の文化や都市の魅力を世界に発信、アピールしていくためには、都が運営を担うことが望ましい。	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック		
理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック		
理由		

＜ 考え方 ＞

（事業趣旨・概要）
 ○歴史・文化的資料や芸術作品の展示等により、都民の教養、学術及び文化の発展に寄与するため、東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営を行っている。

（区における実施状況）
 ○地域の歴史、風土史等に関する資料館の管理運営を実施している。

（役割分担のあり方）
 ○東京の文化振興を図り、大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールしていくため、また、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、都は広域的な立場から、大規模かつ多面的な取組を行い、一方で、区は地域に根ざした住民に身近な取組を行うことにより、より効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となる。

○都立文化施設の管理運営においては、多種多様な展示品等を質・量ともに十分に確保していく必要があり、都が規模のメリットを活かし管理運営を担うことで、施設の設置目的がより確実に実現できる。

（役割分担の見直しの必要性）
 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
<input type="radio"/>	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

B

大区分 7 中区分 2 小区分 (1)

	事業名 江戸東京博物館などの運営に関する事務 担当局 生活文化スポーツ局	< 考え方 > ○各種の文化施設を拠点に、文化芸術に関する作品の収集、展示等を行う事務については、広域自治体としての都と基礎自治体としての区が、それぞれの立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であるが、現在都が保有している施設の運営は、基本的には、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。						
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">チェック</th> <th>理由</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">○</td> <td>文化施設のうち、個々の特別区の区域を越えて、広域利用を図ることを目的としたものの運営については、都が広域的な立場で処理することが必要である。</td> </tr> </table>		チェック	理由	○	文化施設のうち、個々の特別区の区域を越えて、広域利用を図ることを目的としたものの運営については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	チェック		理由					
	○		文化施設のうち、個々の特別区の区域を越えて、広域利用を図ることを目的としたものの運営については、都が広域的な立場で処理することが必要である。					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">チェック</th> <th>理由</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>		チェック	理由				
	チェック		理由					
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">チェック</th> <th>理由</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由						
チェック	理由							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">チェック</th> <th>理由</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由						
チェック	理由							
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">チェック</th> <th>理由</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>		チェック	理由				
	チェック		理由					
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">チェック</th> <th>理由</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由						
チェック	理由							
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">チェック</th> <th>理由</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>		チェック	理由				
チェック	理由							
価								
		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

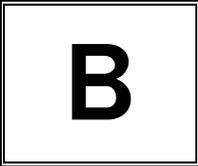
検討対象事務の内容

B

大区分 7 中区分 2 小区分 (1)

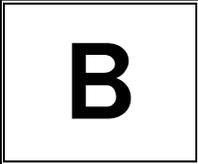
事業名	江戸東京博物館などの運営に関する事務	(都における事務処理の状況)
担当	生活文化スポーツ局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営を行う。	
	(主な事務内容)	
	1 東京都江戸東京博物館の管理運営 (別紙1)	
	2 東京都写真美術館の管理運営 (別紙2)	
	3 東京都現代美術館の管理運営 (別紙3)	
4 東京都美術館の管理運営 (別紙4)		
(関係法令等)		
(区との連携状況)		
(その他)		

別紙1



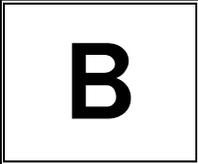
事業名	江戸東京博物館などの運営に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事務の内容	<p>(事務の概要) 東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 東京都江戸東京博物館の管理運営</p> <p>(1) 江戸及び東京の歴史と文化に関する資料(建造物を含む。)の収集、保管、展示及び利用に関すること。 (2) 江戸及び東京の歴史と文化に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。 (3) 江戸及び東京の歴史と文化に関する調査及び研究に関すること。 (4) 館の施設の提供に関すること。 (5) このほか、目的を達成するために必要な事業</p>	<p>○本館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館年月日 平成5年3月28日 ・所在地 墨田区横網1-4-1 ・施設規模 敷地面積 29,293㎡ 延床面積 48,512㎡、地上7階・地下1階 ・収蔵資料数 538,990点(平成21年3月) 平成20年度購入 1,382点、寄贈 4,026点 ・指定管理者 財団法人東京都歴史文化財団グループ(公募による選定) (財)東京都歴史文化財団、鹿島建物総合管理(株)、アサヒビール(株) (写真美術館・現代美術館と3館一括指定) ・指定期間 平成21年度～平成28年度 ・観覧者数(平成20年度) 1,482,456人(常設展874,312人、特別展608,144人) ・主な事業実績(平成20年度) 「天璋院篤姫」展、「ペリー&ハリス」展、「北京故宮 書の名宝」展、「ボストン美術館 浮世絵名品」展、「珠玉の興」展、「薩摩焼・パリ伝統の美」展等 <p>○分館(江戸東京たてもの園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 小金井市桜町3-7-1(都立小金井公園内) ・施設規模 敷地面積 70,832㎡ ・収蔵建造物の目標棟数 30棟(平成20年度末現在 27棟復元) ・観覧者数(平成20年度) 223,350人
	<p>(関係法令等) ○東京都江戸東京博物館条例</p>	
	<p>(区との連携状況)</p> <p>(その他)</p>	

別紙2



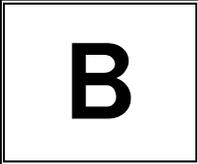
事業名	江戸東京博物館などの運営に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事務の内容	<p>(事務の概要) 東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○東京都写真美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館年月日 平成7年1月21日(第1次施設開館 平成2年6月1日) ・所在地 目黒区三田1-13-3 恵比寿ガーデンプレイス内 ・施設規模 敷地面積 3,227㎡(恵比寿ガーデンプレイス(株)ほかより無償貸与) 延床面積 7,500㎡、地上4階・地下1階(建物躯体はサッポロビール(株)より寄贈) ・収蔵資料数 24,839点(平成21年3月) 平成20年度購入 185点、寄贈 696点 ・指定管理者 財団法人東京都歴史文化財団グループ(公募による選定) (財)東京都歴史文化財団、鹿島建物総合管理(株)、アサヒビール(株) (江戸東京博物館・現代美術館と3館一括指定) ・指定期間 平成21年度～平成28年度 ・観覧者数(平成20年度) 415,456人(収蔵・映像展106,175人、共催展等309,281人) ・主な事業実績(平成20年度) 「シュルレアリスムと写真 痙攣する美」、森山大道展、ヴィジョンズ オブ アメリカ、甦る中山岩太：モダニズムの光と影、夜明けまえ 知られざる日本写真開拓史Ⅱ。中部・近畿・中国地方編、イマジネーション 視覚と知覚を超える旅、今森光彦写真展 昆虫4億年の旅、液晶絵画 STILL/MOTION、やなぎみわ マイ・グランドマザーズ、第1回 恵比寿映像祭 オルタナティブ・ヴィジョンズ 映像体験の新次元等
	<p>(主な事務内容)</p> <p>2 東京都写真美術館の管理運営</p> <p>(1) 写真等の作品その他の写真等に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。</p> <p>(2) 写真等に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(3) 写真等に関する図書の収集、保管及び利用に関すること。</p> <p>(4) 写真等に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。</p> <p>(5) 館の施設の提供に関すること。</p> <p>(6) このほか、目的を達成するために必要な事業</p>	
	<p>(関係法令等)</p> <p>○東京都写真美術館条例</p>	
	<p>(区との連携状況)</p> <p>(その他)</p>	

別紙3



事業名	江戸東京博物館などの運営に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要) 東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>3 東京都現代美術館の管理運営</p> <p>(1) 現代美術を中心とする美術作品その他の美術に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。</p> <p>(2) 現代美術を中心とする美術に関する情報の提供、講演会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。</p> <p>(3) 現代美術を中心とする美術に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 館の施設の提供に関すること。</p> <p>(5) このほか、目的を達成するために必要な事業</p>	<p>○東京都現代美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館年月日 平成7年3月18日 ・所在地 江東区三好4-1-1 都立木場公園内 ・施設規模 敷地面積 23,780㎡ 延床面積 33,515㎡、地上3階・地下3階 ・収蔵資料数 4,093点(平成21年3月) 平成20年度購入 29点、寄贈 45点 ・指定管理者 財団法人東京都歴史文化財団グループ(公募による選定) (財)東京都歴史文化財団、鹿島建物総合管理(株)、アサヒビール(株) (江戸東京博物館・写真美術館と3館一括指定) ・指定期間 平成21年度～平成28年度 ・観覧者数(平成20年度) 343,802人(常設展79,721人、企画展264,081人) ・主な事業実績(平成20年度) 大岩オスカー 夢見る世界展、屋上庭園展、スタジオジブリ・レイアウト展、パラレル・ワールド展、ブラジル移民100周年関係展等
	<p>(関係法令等)</p> <p>○東京都現代美術館条例</p>	
	<p>(区との連携状況)</p> <p>(その他)</p>	

別紙4



事業名	江戸東京博物館などの運営に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事務の内容	<p>(事務の概要) 東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○東京都美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館年月日 大正15年5月1日 ・所在地 台東区上野公園8-36 都立上野恩賜公園内 ・施設規模 敷地面積 16,520㎡ 延床面積 31,984㎡、地上2階・地下3階(平成22、23年度は改修工事のため休館) ・指定管理者 財団法人東京都歴史文化財団(特命による選定) ・指定期間 平成21年度～平成28年度 ・観覧者数(平成20年度) 2,632,569人(共催展1,198,752人、公募展1,433,817人) ・主な事業実績(平成20年度) ルーブル美術館展、芸術都市パリの100年展、フェルメール展、アーツ&クラフツ展等
	<p>(主な事務内容)</p> <p>4 東京都美術館の管理運営</p> <p>(1)美術作品その他の美術に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。</p> <p>(2)美術に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(3)美術に関する図書の収集、保管及び利用に関すること。</p> <p>(4)美術に関する講演会、講習会等の主催及び援助に関すること。</p> <p>(5)館の使用に関すること。</p> <p>(6)このほか、目的を達成するために必要な事業</p>	
	<p>(関係法令等)</p> <p>○東京都美術館条例</p>	
	<p>(区との連携状況)</p>	
内容	<p>(その他)</p>	

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

7 文化振興に関する事務(江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
3 東京文化会館などの運営に関する事務											
(1) 東京文化会館などの運営に関する事務	東京都文化会館及び東京芸術劇場の管理運営を行う。	区	○							<p>○各種の文化芸術施設を拠点に、施設の提供や文化芸術の創造・発信等を行う事務については、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であるが、現在都が保有している施設の運営は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○			○	○			<p>○東京の文化振興を図り、大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールしていくため、また、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、都は広域的な立場から、大規模かつ多面的な取組を行い、一方で、区は地域に根ざした住民に身近な取組を行うことにより、より効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となる。</p> <p>○都立文化施設の管理運営においては、多種多様な公演等を質・量ともに十分に確保していく必要があり、都が規模のメリットを活かし管理運営を担うことで、施設の設置目的がより確実に実現できる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 7 中区分 3 小区分 (1)

	事業名	東京文化会館などの運営に関する事務
	担当	生活文化スポーツ局
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由 広く都民の教養、学術及び文化の発展に寄与することを目的として設置した施設であるため、その管理運営は都が担う必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	
		理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
		理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		
○	理由 大規模で多面的な事業の実施や誘致については、各区が個別に実施することは困難である。	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック		
○	理由 都立文化施設は「東京の芸術文化の創造発信拠点」であり、大都市東京の文化や都市の魅力を世界に発信、アピールしていくためには、都が運営を担うことが望ましい。	
評価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	
		理由
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック		
	理由	

＜ 考え方 ＞						
<p>（事業趣旨・概要） ○都民のための音楽、演劇、歌劇、舞踊等の芸術文化の振興とその国際的交流を図るため、東京文化会館及び東京芸術劇場の管理運営を行っている。</p> <p>（区における実施状況） ○区民ホール、地域文化センター等の管理運営を実施している。</p> <p>（役割分担のあり方） ○東京の文化振興を図り、大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールしていくため、また、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、都は広域的な立場から、大規模かつ多面的な取組を行い、一方で、区は地域に根ざした住民に身近な取組を行うことにより、より効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となる。</p> <p>○都立文化施設の管理運営においては、多種多様な公演等を質・量ともに十分に確保していく必要があり、都が規模のメリットを活かし管理運営を担うことで、施設の設置目的がより確実に実現できる。</p> <p>（役割分担の見直しの必要性） ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価						
都	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

B

大区分 7 中区分 3 小区分 (1)

事業名	東京文化会館などの運営に関する事務		< 考え方 > ○各種の文化芸術施設を拠点に、施設の提供や文化芸術の創造・発信等を行う事務については、広域自治体としての都と基礎自治体としての区が、それぞれの立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であるが、現在都が保有している施設の運営は、基本的に広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。					
担当局	生活文化スポーツ局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	○	文化芸術施設のうち、個々の特別区の区域を越えて、広域利用を図ることを目的としたものの運営については、都が広域的な立場で処理することが必要である。						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由						
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由							
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 5px;"> 都 </td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 5px;"> 区 </td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 5px;"> 保 </td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務の内容

B

大区分 **7** 中区分 **3** 小区分 **(1)**

事業名	東京文化会館などの運営に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 東京文化会館及び東京芸術劇場の管理運営を行う。	(都における事務処理の状況)
	(主な事務内容)	
	1 東京文化会館の管理運営 (1) 施設の利用(貸出)に関すること。 (2) 音楽、歌劇、舞踊等の芸術文化の振興に関すること。 (3) 音楽関係資料の収集、整理、展示及び利用に関すること(音楽資料室の運営)。 (4) 上記のほか、目的を達成するために必要な事業	1 東京文化会館 ・開館年月日 昭和36年4月7日 ・所在地 台東区上野公園5-45 都立上野恩賜公園内 ・施設規模 敷地面積 10,370㎡ 建築面積 7,545㎡、延床面積 22,568㎡ 大ホール(オペラ劇場形式)2,303席、小ホール649席 ・指定管理者 財団法人東京都歴史文化財団グループ(公募による選定) ((財)東京都歴史文化財団、(株)エヌ・エイチ・ケイ・アート、サントリーパブリシティ(株)) ・指定期間 平成21年度～平成28年度 ・主な事業実績 (平成20年度) クロスオーバーコンサート3公演、ポピュラーウィーク5公演 舞台芸術創造プログラム、東京音楽コンクール モーニングコンサート6公演、ティータイムコンサート12回、夏休み子ども音楽会 響の森コンサート、レクチャーコンサート5公演、バックステージツアー2回 友の会の運営、広報誌「音脈」の発行(年4回)
	2 東京芸術劇場の管理運営 (1) 施設の利用(貸出)に関すること。 (2) 音楽、演劇、歌劇、舞踊等の芸術文化の振興に関すること。 (3) 音楽及び演劇関係資料の収集、整理、展示及び利用に関すること。 (4) 上記のほか、目的を達成するために必要な事業	2 東京芸術劇場 ・開館年月日 平成2年10月30日 ・所在地 豊島区西池袋1-8-1 ・施設規模 敷地面積 13,290㎡ 延床面積 49,739㎡、地上10階・地下4階 大ホール(コンサート用。世界最大級のパイプオルガン設置)1,999席 中ホール(演劇・歌劇・舞踏用)841席、小ホール(音楽・演劇用)300席×2 リハーサル室 6室、会議室9室、展示ギャラリー・展示室3室 ・指定管理者 財団法人東京都歴史文化財団(特命による選定) ・指定期間 平成21年度～平成28年度 ・主な事業実績 (平成20年度) 創造活動支援事業22団体、都民コンサート31公演、都民半額観劇会5回 大ホールバックステージツアー、パイプオルガンコンサート2公演 ランチタイムパイプオルガンコンサート10公演、パイプオルガン講座6回 ミュージカル月間、劇場発の地域の芸術環境創造、ポピュラー音楽コンサート、 『東京芸術劇場シアターオペラVol. 3 「イリス」』
	(関係法令等) ○東京都文化会館及び東京芸術劇場条例	
(区との連携状況)		
(その他)		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

B

任意共管事務

8 スポーツ施設の運営に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 スポーツ施設の運営に関する事務											
(1) スポーツ施設の運営に関する事務	東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場の管理運営を行う。	区	○							○スポーツ施設の運営は、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であるが、現在都が保有している施設の運営は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○			○			○広域自治体が行うことによるスケールメリットを活かした高度な利用者ニーズや広い地域からの利用者のニーズに対応し、都が実施するものも含めた全国・全都的な大規模かつハイレベルな大会等に供する施設の管理運営を都が担い、一方で、地域の競技大会等の会場として利用され、区民が気軽に利用できる施設の管理運営を区が担うことで、効果的・効率的な事業実施が可能となる。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	スポーツ施設の運営に関する事務
	担当	生活文化スポーツ局
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 体育・スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、広く都民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置した施設であるため、その管理運営は都が担う必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 都立スポーツ施設の持つ大規模かつ高水準な設備を有効活用し、大規模利用の需要を満たすため、都が担う必要がある
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由 区市町村を超えるスポーツ大会や交流の場として、また、国際大会も開催できる広域的施設としての機能を持つため、都が担う必要がある。	
○		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜ 考え方 ＞						
<p>（事業趣旨・概要） ○体育・スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、都民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ施設（東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場）の管理運営を行っている。</p> <p>（区における実施状況） ○各区においても、スポーツ施設の設置・管理運営を行っている。</p> <p>（役割分担のあり方） ○広域自治体が行うことによるスケールメリットを活かした高度な利用者ニーズや広い地域からの利用者のニーズに対応し、都が実施するものも含めた全国・全都的な大規模かつハイレベルな大会等に供する施設の管理運営を都が担い、一方で、地域の競技大会等の会場として利用され、区民が気軽に利用できる施設の管理運営を区が担うことで、効果的・効率的な事業実施が可能となる。</p> <p>（役割分担の見直しの必要性） ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価						
都	区	保				

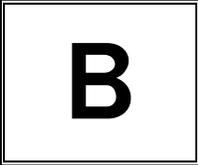
検討対象事務の内容

B

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

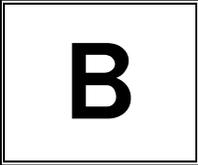
事業名	スポーツ施設の運営に関する事務	(都における事務処理の状況)
担当	生活文化スポーツ局	
事務の内容	(事務の概要) 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場の管理運営を行う。	
	(主な事務内容) 1 東京体育館の管理運営 (別紙1) 2 駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営 (別紙2) 3 東京武道館の管理運営 (別紙3) 4 東京辰巳国際水泳場の管理運営 (別紙4)	
	(関係法令等) ○東京都体育施設条例	
	(区との連携状況)	
	(その他)	

別紙1



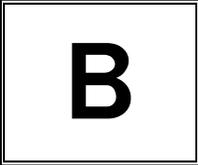
事業名	スポーツ施設の運営に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事務の内容	(事務の概要) 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場の管理運営を行う。	(都における事務処理の状況) ○東京体育館
	(主な事務内容) 1 東京体育館の管理運営 (1) 施設の提供 (2) スポーツ及びレクリエーションについての調査研究及び相談対応 (3) スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、展示等 (4) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及 指定管理者との共催事業等を実施する。	・開館年月日 昭和31年8月15日(平成2年全面改築) ・所在地 渋谷区千駄ヶ谷1-17-1 ・施設概要 敷地面積 45,800㎡ 建物構造 鉄骨造、鉄骨・鉄筋コンクリート造地上3階・地下2階建 建物延面積 43,971㎡ 主要施設 メインアリーナ(3,220㎡、10,000席)、サブアリーナ(1,330㎡) 屋内プール(50m、25m)、陸上競技場 トレーニングルーム・スタジオ、健康体力相談室 スポーツ情報コーナー 等 ・指定管理者 財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ ((財)東京都スポーツ文化事業団、サントリー(株)、(株)ティップネス、(株)オーエンス) ・指定期間 平成18年度～平成22年度 ・事業実績 利用者数:659,160人 (平成20年度) 施設稼働率:メインアリーナ98.9%、サブアリーナ99.3% スポーツ振興事業:28 自主事業:498 主要大会:2008北京オリンピックバレーボール世界最終予選 2008国立ポリシヨイサーカス東京公演 イオンカップ2008世界新体操クラブ選手権大会 嘉納治五郎杯東京国際柔道大会2008ワールドグランプリ 等
	(関係法令等) ○東京都体育施設条例	
	(区との連携状況) (その他)	

別紙2



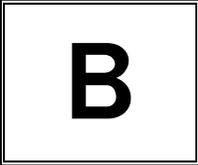
事業名	スポーツ施設の運営に関する事務																																																									
担当	生活文化スポーツ局																																																									
事務の内容	(事務の概要) 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場の管理運営を行う。	(都における事務処理の状況) ○駒沢オリンピック公園総合運動場																																																								
	(主な事務内容) 2 駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営 (1) 施設の提供 (2) スポーツ及びレクリエーションについての調査研究及び相談対応 (3) スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、展示等 (4) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及 指定管理者との共催事業等を実施する。	・開館年月日 昭和39年12月1日 ・所在地 世田谷区駒沢公園1-1 都立駒沢オリンピック公園内 ・施設概要 <table border="1" data-bbox="1164 526 2060 973"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈建築面積 ㎡〉</th> <th>〈延床面積 ㎡〉</th> <th>〈競技面積 ㎡〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>陸上競技場</td><td>10,148</td><td>12,074</td><td>18,260</td></tr> <tr><td>屋内球技場</td><td>4,389</td><td>10,069</td><td>1,628</td></tr> <tr><td>体育館</td><td>7,209</td><td>13,386</td><td>1,842</td></tr> <tr><td>第一球技場</td><td>112</td><td>410</td><td>8,890</td></tr> <tr><td>第二球技場</td><td>443</td><td>545</td><td>9,171</td></tr> <tr><td>テニスコート</td><td></td><td>259</td><td>5,273</td></tr> <tr><td>補助競技場</td><td>259</td><td></td><td>10,530</td></tr> <tr><td>軟式野球場</td><td></td><td></td><td>12,565</td></tr> <tr><td>硬式野球場</td><td>464</td><td>464</td><td>12,956</td></tr> <tr><td>弓道場</td><td>328</td><td>328</td><td></td></tr> <tr><td>屋外プール</td><td>570</td><td>622</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>トレーニングルーム</td><td></td><td>1,996</td><td></td></tr> <tr><td>公園総面積</td><td>413,573㎡</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ・指定管理者 財団法人東京都スポーツ文化事業団 ・指定期間 平成21年度～平成25年度 ・事業実績 利用者数:102,163人 (平成20年度) 施設稼働率:体育館89.8%、屋内球技場88.6%、第1球技場88.3% 第2球技場97.8%、補助競技場97.5% 等 スポーツ振興事業:16 自主事業:14 主要大会:ジュニアスポーツアジア交流大会 全国高校サッカー選手権大会 等		〈建築面積 ㎡〉	〈延床面積 ㎡〉	〈競技面積 ㎡〉	陸上競技場	10,148	12,074	18,260	屋内球技場	4,389	10,069	1,628	体育館	7,209	13,386	1,842	第一球技場	112	410	8,890	第二球技場	443	545	9,171	テニスコート		259	5,273	補助競技場	259		10,530	軟式野球場			12,565	硬式野球場	464	464	12,956	弓道場	328	328		屋外プール	570	622	1,000	トレーニングルーム		1,996		公園総面積	413,573㎡		
		〈建築面積 ㎡〉	〈延床面積 ㎡〉	〈競技面積 ㎡〉																																																						
	陸上競技場	10,148	12,074	18,260																																																						
	屋内球技場	4,389	10,069	1,628																																																						
体育館	7,209	13,386	1,842																																																							
第一球技場	112	410	8,890																																																							
第二球技場	443	545	9,171																																																							
テニスコート		259	5,273																																																							
補助競技場	259		10,530																																																							
軟式野球場			12,565																																																							
硬式野球場	464	464	12,956																																																							
弓道場	328	328																																																								
屋外プール	570	622	1,000																																																							
トレーニングルーム		1,996																																																								
公園総面積	413,573㎡																																																									
(関係法令等) ○東京都体育施設条例																																																										
(区との連携状況)																																																										
(その他)																																																										

別紙3



事業名	スポーツ施設の運営に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事務の内容	(事務の概要) 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場の管理運営を行う。	(都における事務処理の状況) ○東京武道館
	(主な事務内容) 3 東京武道館の管理運営 (1) 施設の提供 (2) スポーツ及びレクリエーションについての調査研究及び相談対応 (3) スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、展示等 (4) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及 指定管理者との共催事業等を実施する。	・開館年月日 平成2年2月10日 ・所在地 足立区綾瀬3-20-1 ・施設概要 敷地面積 14,824㎡ 建物構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階 延面積 17,605㎡ 主要施設 大武道場(2,065㎡、3,728席) 第一武道場(585㎡、空手・柔道) 第二武道場(585㎡、剣道・なぎなた) 弓道場、トレーニングルーム、大研修室 等 ・指定管理者 財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ ((株)東京都スポーツ文化事業団、(株)ティップネス、(株)東洋実業) ・指定期間 平成18年度～平成22年度 ・事業実績 利用者数:69,169人 (平成20年度) 施設稼働率:大武道場82.9% スポーツ振興事業:30 自主事業:66 主要大会:日本少年少女空手道選手権大会 全日本選抜少年少女柔道大会 世界柔道団体選手権大会 等
	(関係法令等) ○東京都体育施設条例	
	(区との連携状況) (その他)	

別紙4



事業名	スポーツ施設の運営に関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事務の内容	(事務の概要) 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場の管理運営を行う。	(都における事務処理の状況) ○東京辰巳国際水泳場
	(主な事務内容) 4 東京辰巳国際水泳場の管理運営 (1) 施設の提供 (2) スポーツ及びレクリエーションについての調査研究及び相談対応 (3) スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、展示等 (4) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及 指定管理者との共催事業等を実施する。	・開館年月日 平成5年8月18日 ・所在地 江東区辰巳2-8-10 ・施設概要 敷地面積 22,772,353㎡ 建築延面積 22,319,269㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨立体トラス造(屋根構造) 地上3階、地下2階 主要施設 メインプール(50m×25m、5,000席) ダイビングプール(25m×25m) サブプール(50m×15m) 会議室5室、大会関係者室 等 ・指定管理者 日本管財・コナミススポーツクラブグループ (日本管財(株)、(株)コナミススポーツ&ライフ) ・指定期間 平成18年度～平成22年度 ・事業実績 (平成20年度) 利用者数:31,826人 施設稼働率:メインプール61.7% 等 スポーツ振興事業:13 自主事業:12 主要大会:日本選手権水泳競技大会飛込競技 日本選手権水泳競技大会競泳競技 日本選手権水泳競技大会シンクロ競技 日本マスターズ水泳選手権大会 日本学生選手権水泳競技大会競泳競技 等
	(関係法令等) ○東京都体育施設条例	
	(区との連携状況) (その他)	

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

9 体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)											
(1) 体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)	スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、都民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ活動の推進等の事務を行う。	区	○							○スポーツ大会の開催やスポーツ活動への支援などを行う事務であり、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が行う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○	○				○都民・区民のだれもがスポーツを楽しむことのできる環境を整備するためには、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組や区を支援する取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的なスポーツ振興を推進する必要がある。 ○例えば、地域スポーツクラブの支援については、具体的な育成支援は地域の実情に応じて区が担い、都は研修や専門的な指導者の派遣等を通じて区を支援することにより、効果的な事業実施が可能となる。 ○競技スポーツの振興については、都は広域的な立場から、国体への選手・監督派遣、ジュニア選手の発掘・育成等を行い、区は区民大会の開催や都民大会への選手・監督派遣など地域に根ざした取組を行う必要がある。 ○また、都は国際大会や全国・全都的な大会の開催など、区単位では実施が難しい大規模なスポーツイベント等を通じて、国際都市交流やスポーツムーブメントの創出を図っていく必要がある。 ○スポーツ団体等に対する補助については、都体育協会等の全都的に事業を展開している団体への補助については都が、地域に根ざした事業を実施する地区体育協会への補助は区が、それぞれ担う必要がある。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

B

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名		体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)		<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要)</p> <p>○都民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味・目的に応じてスポーツを楽しむことのできる社会「スポーツ・フォア・オール」を基本理念とし、生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興、スポーツ環境の整備等を推進している。</p> <p>(区における実施状況等)</p> <p>○地域スポーツクラブの育成支援、各種大会の開催等を行っている。</p> <p>(役割分担のあり方)</p> <p>○都民・区民のだれもがスポーツを楽しむことのできる環境を整備するためには、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組や区を支援する取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的なスポーツ振興を推進する必要がある。</p> <p>○例えば、地域スポーツクラブの支援については、具体的な育成支援は地域の実情に応じて区が担い、都は研修や専門的な指導者の派遣等を通じて区を支援することにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○競技スポーツの振興については、都は広域的な立場から、国体への選手・監督派遣、ジュニア選手の発掘・育成等を行い、区は区民大会の開催や都民大会への選手・監督派遣など地域に根ざした取組を行う必要がある。</p> <p>○また、都は国際大会や全国・全都的な大会の開催など、区単位では実施が難しい大規模なスポーツイベント等を通じて、国際都市交流やスポーツムーブメントの創出を図っていく必要がある。</p> <p>○スポーツ団体等に対する補助については、都体育協会等の全都的に事業を展開している団体への補助については都が、地域に根ざした事業を実施する地区体育協会への補助は区が、それぞれ担う必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性)</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 都民の誰もがスポーツを楽しむことのできる社会を実現するためには、全都的な視点に立った事業や区に対する支援を行う必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 区に対する支援や広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由 国際大会等の大規模なスポーツイベントについては、各区による実施が困難である。		
	○			
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 スポーツ国際都市としての東京の魅力を世界に発信していくためには、各区による個別の取組だけでなく、都による一体的な取組が必要である。		
○				
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価

都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

B

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名		体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)		< 考え方 > ○スポーツ大会の開催やスポーツ活動への支援などを行う事務であり、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 地域に密着した体育振興に関する事務については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施すべきであるが、現在都が行っている事務は、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。
担当局		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	体育振興に関する事務のうち、個々の特別区の区域を越えて、大会やイベントを実施し、あるいは、広域的な活動を行う団体への支援を行う必要のあるもの等については、都が広域的な立場で処理することが必要である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
(都)		区	保	

検討対象事務の内容

B

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名	体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)																											
担当	生活文化スポーツ局																											
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、都民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ活動の推進等を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○地域スポーツクラブの支援(平成19年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツクラブ設立支援協議会(全体会3回、2分科会各3回) ・地域スポーツクラブ設立モデル事業(5地区(港区、品川区、葛飾区、日野市、羽村市)) ・地域スポーツクラブ設立支援研修会(全9回) ・ホームページ「地域スポーツクラブサポートネット」の運用開始 ・人材養成・研修事業(スポーツクラブマネージャー養成講習等19事業) ・指導者派遣事業(延べ16事業に54名の指導者派遣) <p>○スポーツ団体等に対する補助(平成21年度)</p>																										
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 スポーツ活動の推進</p> <p>(1)生涯スポーツの振興</p> <p>①都民体育大会、都民生涯スポーツ大会((財)東京都体育協会と共催)等の開催</p> <p>②全国スポーツレクリエーション祭への選手・監督の派遣</p> <p>③地域スポーツクラブの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツクラブ設立支援事業 地域スポーツクラブ(※)の設立を支援するため、協議会、モデル事業、研修、情報提供等を行う。 ※地域の誰もがスポーツを身近に楽しむことができ、地域住民が主体となって運営するスポーツクラブ ・広域スポーツセンター事業((財)東京都スポーツ文化事業団が運営) 地域スポーツクラブの活動を支援するため、研修、指導者の派遣、ホームページの運営等を行う。 <p>④表彰の実施(東京都スポーツ功労賞の表彰、文部科学大臣表彰、叙勲・褒章の推薦等)</p> <p>⑤見るスポーツの推進(都内で開催される世界・全国レベルの大会等の観戦イベントの開催)</p> <p>(2)競技スポーツの振興</p> <p>①国民体育大会への選手・監督の派遣(東京都予選会の開催等)</p> <p>②総合的な競技力向上策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア育成地域推進事業((財)東京都体育協会と共同で実施) ジュニアスポーツの普及・振興、選手の発掘・育成を行う。 <p>2 スポーツイベント</p> <p>(1)スポーツ国際交流事業</p> <p>東京国際ユース(U-14)サッカー大会、ジュニアスポーツアジア交流大会の開催</p> <p>(2)スポーツムーブメントの創出</p> <p>①スポーツイベントの開催</p> <p>②スポーツ広報(テレビ番組の放送)</p> <p>③スポーツ情報の発信(ホームページの運営)</p> <p>3 スポーツ環境の整備</p> <p>(1)人材育成及び情報提供</p> <p>体育指導委員研修会、社会体育中央研修会の開催</p> <p>4 (財)東京都体育協会等に対する補助</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(財)東京都体育協会</td> <td>東京都体育協会運営費補助</td> </tr> <tr> <td>国民体育大会補助</td> </tr> <tr> <td>都民体育大会(区市町村対抗)</td> </tr> <tr> <td>都民生涯スポーツ大会</td> </tr> <tr> <td>競技力向上事業等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ジュニア育成地域推進事業等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(財)東京都スポーツ文化事業団</td> <td>東京都スポーツ文化事業運営費補助</td> </tr> <tr> <td>スポーツ医・科学サポート事業</td> </tr> <tr> <td>ジュニアスポーツアジア交流大会</td> </tr> <tr> <td>東京国際ユースサッカー大会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京国際ユースサッカー大会</td> </tr> <tr> <td>(社)東京都レクリエーション協会</td> <td>都民スポレクふれあい大会</td> </tr> <tr> <td>東京都市町村体育協会連合会</td> <td>東京都市町村総合体育大会</td> </tr> <tr> <td>東京都体育指導委員協議会</td> <td>東京都体育指導委員研修会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東京都マラソン組織委員会</td> <td>東京マラソン</td> </tr> <tr> <td>東京大マラソン祭り</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	事業名	(財)東京都体育協会	東京都体育協会運営費補助	国民体育大会補助	都民体育大会(区市町村対抗)	都民生涯スポーツ大会	競技力向上事業等		ジュニア育成地域推進事業等	(財)東京都スポーツ文化事業団	東京都スポーツ文化事業運営費補助	スポーツ医・科学サポート事業	ジュニアスポーツアジア交流大会	東京国際ユースサッカー大会		東京国際ユースサッカー大会	(社)東京都レクリエーション協会	都民スポレクふれあい大会	東京都市町村体育協会連合会	東京都市町村総合体育大会	東京都体育指導委員協議会	東京都体育指導委員研修会	東京都マラソン組織委員会	東京マラソン	東京大マラソン祭り
	団体名	事業名																										
(財)東京都体育協会	東京都体育協会運営費補助																											
	国民体育大会補助																											
	都民体育大会(区市町村対抗)																											
	都民生涯スポーツ大会																											
	競技力向上事業等																											
	ジュニア育成地域推進事業等																											
(財)東京都スポーツ文化事業団	東京都スポーツ文化事業運営費補助																											
	スポーツ医・科学サポート事業																											
	ジュニアスポーツアジア交流大会																											
	東京国際ユースサッカー大会																											
	東京国際ユースサッカー大会																											
(社)東京都レクリエーション協会	都民スポレクふれあい大会																											
東京都市町村体育協会連合会	東京都市町村総合体育大会																											
東京都体育指導委員協議会	東京都体育指導委員研修会																											
東京都マラソン組織委員会	東京マラソン																											
	東京大マラソン祭り																											
<p>(関係法令等)</p> <p>(区との連携状況)</p> <p>(その他)</p>																												